

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年12月8日（金）9:30～10:05
- 2 場所 永田町合同庁舎1階共用第2会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|------------------------|
| 座長代理 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|----------------------|
| 多門 勝良 | 国土交通省航空局安全部安全企画課長 |
| 八木 貴弘 | 国土交通省総合政策局施策課政策企画官 |
| 中西 貴子 | 国土交通省航空局安全部安全企画課課長補佐 |
| 宮川 毅 | 国土交通省航空局安全部運航安全課課長補佐 |

<事務局>

- | | |
|-------|-------------------|
| 村上 敬亮 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 木村 順治 | 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 サンドボックスについて（ドローン）
 - 3 閉会
-

○事務局 それでは、ワーキンググループのヒアリングを開始したいと思います。

本日はサンドボックスに関するテーマの議論ということでございまして、最初の30分間はドローンに関するテーマということでございます。

国土交通省の航空局の皆様にお越しいただいております。

それでは、原先生、進行をよろしく願いいたします。

○原座長代理 よろしく願いいたします。

今日は先に事務局から。

○村上審議官 どうでしょうか。もし御説明いただける材料が何かあれば、先にお話を伺って。

○多門課長 私どものほうは前回以降の取組みの進捗ですね。特に今のところ、こちらの

サンドボックスの流れもあるのですけれども、内閣というか、政府全体で取り組んでいる3年以内で荷物配送実現に向けて技術的な検討。これは経済産業省と開発したいことも合わせてやっているのですが、そのあたりを御報告するぐらいかとは思っておりますが、進行的にはお任せします。どちらが先でも。

○村上審議官 もしよければ簡単に伺って、それから。

○多門課長 よろしゅうございますでしょうか。

私どもは既に前回までにお話し申し上げたとおり、一昨年に総理から3年以内に、特に離島とか山間部といったところではドローンの荷物配送を実現させるということで、経済産業省と合同で動いております。

内容的には、内閣官房副長官補室のほうも、その他の、要するに経済産業省、国土交通省以外の課題もその中に含まれている部分もあるので入っていただいております。例えば、補助者を配置しない形。今の条件としては、必ず補助者を配置して、それが先日のような事故が起こったように、例えば、コントロールを失うとか、人とか物のほうに落ちて向かっていくとか、そういう際にはきっちりそこに駆けつけて、すぐに危険を除去する補助者を求めているのですが、例えば、補助者を配置しない形で行うような目視外飛行であるとか、第三者の上空といったものの飛行に要求される安全な機体の要件、あるいは飛行させるものの側でしっかりそういったものの管理をしたり、技能を求めるといった話。あるいは、運航管理体制ということで検討をこの秋から開始しております。今年度末、3月末を目途に目視外飛行に必要な要件等を取りまとめていきたいと考えているところでございます。

ただ、私ども航空局のほうは、あくまでも規制者としての立場なものですから、並行して経済産業省、あるいはうちの物流部門のほうで進んでいる実証実験であるとか技術開発、あるいはビジネス化に向けた企業と連携した検討といったものも進んでいますので、そういったものにも進み方は依存するというので、若干のスケジュール的には不確定要素が含まれているという状況と認識しております。

我々航空局は、基本的には空の安全を見るという立場からすると、例えば、有人機とか、大型の旅客機とかに関しては安全面は極めて厳しく管理させていただいているのですが、このドローンに関しては前回のワーキングでも申し上げたとおり、地域、あるいは自治体主導でさまざまな実証実験が行われております。これについては私どもも政府全体の方針に従って、積極的に行われるということが、ドローンの将来的な利活用の促進、拡大という意味では望ましいと考えておまして、航空法の許可、あるいは承認という規制があるわけですが、これについては柔軟な運用をさせていただいているということでございます。

ですから、結構個別対応に近いのですが、それぞれこういったことをしたいという御要望とか計画内容をお聞きして、私どものほうからも、他の例だと安全確保のためにこういった取組をしているとか、そういったことを色々うまくコミュニケーションを取りながら、

申請者にも助言をし、機体操縦者、運航管理といったものを総合的に判断して許可承認を出すという意味では、柔軟な対応をさせていただいている。その結果として、全国では数十の実証実験が各自治体で行われているという状況になってございます。

なお、最後にサンドボックスについては、本日ペーパーをいただいて、ちょっと見られないものなのであれなのですが、内閣府において検討が行われているということは承知しておりますけれども、私どもがこれまでそうやって築いてきた安全の確保に関する地域の実証実験等を通じた知見、あるいは、そこでの実際の安全確保のための課題といったものも踏まえて実証実験が円滑に行われるということが必要かと考えておまして、その点については御相談しながらうまく進めていけたらいいと思っております。

とりわけ、なかなか安全とかそういったものが客観的に見えるものではなくて、沿線の方々とか、そういった実験を行う地域の方々の御心配とか御懸念というのは非常に大きい。それがおそらく合意形成をする際に非常に、例えば、漁協とか千葉市がおっしゃっている大きなハードルになると思っておりますので、こういうところもどうやったら丁寧に出来るのか、逆に一堂に会する形で、そういった手続がより簡素に、迅速にできるのかということも考えているところでございます。

以上です。

○原座長代理 ありがとうございます。

あとは事務局からお話をいただこうと思っておりますけれども、ちょっとだけ先に。御存じのとおり、航空法の許可承認を柔軟にやっていただけるという話は、もうこれまでの話の中でももう何度もさせていただいて、ただ、今回のサンドボックスの議論をしているのは、一方で国家戦略特区の中でもドローンの実証実験をいくつかのところでやっているわけですが、その中でやはり柔軟にやっていただけているとは言いながら、実証実験は特区における実証でありながら、なかなか円滑に進まないという指摘もいただいております、それをどう解決していったらいいのかという中で、去年の後半からの議論の中で、このサンドボックスを特区でさらに活用して、より先鋭的な実験ができないのかという議論が出てきたということだと思っております。

今年の6月の未来投資戦略の中でも、このサンドボックスの話が規定され、また、国家戦略特区法の改正が通常国会で成立して、特区法の改正の中でも附則で自動飛行を明記した形で規定されていますので、これをどう制度化するのかというのを、そろそろ早急に御相談しなければいけないということで、今日させていただきますという流れだと思っております。

事務局のほうから。

○村上審議官 本日お示ししていますのでは、あくまでも事務局としてのたたき台です。今後これを一つの議論のベースに、色々御相談させていただきたいというものでございます。

2枚目のスキーム図をベースに御相談を、と思っております。

法律上想定するのも、大きくはこの手の手続的な規定になろうかと思えます。その上で、あらかじめ特例措置として、法律で書き出す部分と実質的には個々に計画を認定する際に御相談する部分と、両方残るということを前提に、どのような手続をイメージしているかというたたき台でございます。

○原座長代理 ごめんなさい。手続の話よりも、今日は特例措置の話をちゃんとしたほうがいいと思うので、特例措置の紹介をお願いします。

○村上審議官 それも含めてということでありまして、区域会議の下に監視評価委員会を置かせていただきまして、事業者、事業の立場から見ますと、まずはどの地域でどういうタイプの実証事業をやるのか。例えばでございますけれども、その港湾地域のこういうエリアで、こういう用途のドローンを飛ばす実証をやりたいといったことを、個々に区域計画に、その事業の概要と、そこで適用する活用メニューと、それに求められる安全確保措置等の基準。これも全部区域計画に直接書き込まれるのか、附属する規定になるのか、この辺も整理のしようがあると思えますが、それを一括して、かなりの程度のことを区域計画で決めるという、逆に言えば、区域計画のガバナンスが効いた状態のところまでできるだけ物事を処理する形にしたいということでございます。

その上で、この紙にお示しをした案では、特区の区域計画で位置付けられた自治体が、実際の個々の事業者の事業の認定はそちら側で行うということ想定してございますけれども、その事業の認定に当たっては、区域計画の中で定めた要件の中に、客観的に見て適合しているかどうかということ判断していくということと、地域における関係者とのある種の同意、合意、もしくは説明、意見聴取等のプロセス。これを区域計画の手前でやるのか、個々の事業の認定の手前でやるのか、この辺も御議論はあろうかと思えますが、何らかの形での周囲の利害関係者、必要な第三者との調整プロセスというのが入ってくるという位置付けでございます。行いました実証事業の結果を吸い上げたものは、監視評価委員会に最終的に戻ってくるということでございます。監視評価委員会につきましては、位置付け的には、形式的には諮問のための機関ということで、それぞれの区域会議なり、自治体なりに必要な意見を求めに応じて申し述べる立場ということでございますが、基本的にはここにかなり専門的な知見を有した方にしっかりと入っていただいて、そこがその区域の実情に応じた内容を実質的に判断し、それぞれの立場の人にアドバイスをする。

さらに、各区域の自治体それぞれ、区域会議の下にそれだけ立派な監視評価委員会が作れるかどうか、若干不安の残る面もあるものですから、さらにそれを支えるしっかりとした専門的な知見、例えば、我々が制度として技術的な基準を区域会議の中に定めたとしても、その基準の適合性を本当に個々に判断できるのかということについては、片方でそれが全部、一つ一つ個別の事業者ごとに、結果的に運輸局であったり、警察庁であったり、全部行かなければならないということになってしまいますと、現状と何が違うのだということになってしまう。一方で、それなりに専門性の裏打ちのある方による検証も必要ではないかということと言いますと、できるだけことは区域計画の中で決めてしまうと同時

に、執行の現場における基準適合性等の判断については、特許の側からも各区域の監視評価委員会の活動をサポートする体制を作った上で、各監視評価委員会に独立の第三者機関的に、ある種権限を持って動いていただくという形で考えてはどうだろうということを想定してございます。

紙はございませんけれども、この中でドローンに関して想定している特例措置等ということで言えば、これは今後御議論ということではありますけれども、典型的に、やはり特区の実証区域で聞いている話を伺いますと、今御指摘のありました夜間飛行に加え、やはり目視、夜間、それから30mといったあたりを個々にはきちんと細かく時間をかけて御相談をすれば、当然今でも認定はいただいているわけではございますけれども、やはりその辺は一括して柔軟にやりたいという現場の声、そこにあとは、場合によっては、関西エリアであれば、空港進路規制の中での範囲であるとか、どこまでどうであれば大丈夫かといったところというふうに整理しておくかとか、その辺のところの一つ一つかなり大変だということもありまして、できれば個別のプロジェクトごとにここまでいいよということを決めておくという形で、個々に御相談に行かなくても、区域計画に定められれば一括してできると。例えば、農業エリアで行けば、風がなぎっている明け方等でありますと、どうしても定義上は夜間になりますであるとか、それでドローンを飛ばしたいというところになれば、当然目視が届かないところがありますとか、広大な農地の中でということになりますと、真ん中に電柱がぽんと一発立っていると、これはまた30mという話になるとかということも、できれば一括してここまで全部できますということがあらかじめ想定できるという状態で、自由に事業者がそこで実証実験を基準の中で設計できるという状況につきましては、かなり広範に、特区の実験としてはニーズがあるのかと思っております。

その辺は基本的には、現行の法律レベルだと法律の枠組みの航空に関しての中ではないかと思いますが、運用でやっていただいている色々な認定が一括して、全部区域計画の中で、もうここまでやっていいという形で規定できるというようにさせていただければいいなということ、また今後詳細の御議論をさせていただければという感じで、事務局としては想定してございます。

私からは以上でございます。

○原座長代理 ありがとうございます。

この紙は事務局でお作りをいただいて、まだこちらでも十分議論ができていない段階のものでお示ししております。

手続の詳細なところはまだこれから協議を検討していきますけれども、例えば、事業認定を誰がするのかというところは、実はこれは大きな論点だと思っていて、今この紙ですと、事業認定は自治体がしますということにしていますが、これまでの国家戦略特区のスキームだと、どちらかという区域計画の中に事業主体まで含めて認定するということが多くございましたので、そこをどうするのかといったあたりはまだ議論が残っているのかということだと思っております。

今日特にちゃんと議論させていただいたほうがいいのは、航空法についてどういう特例措置にするのかということを決めてしまったというか、ちゃんとお示しして議論をしないといけないと思うのです。そこをもう一回、どういう特例措置にするのかおっしゃっていただいていた方がいいですか。

○村上審議官 先ほどと説明が被りますというか、今結果として個々の運用の中で、個別にお認めいただいているものが中心となろうかと思いますが、これを一括して、個々への運輸局への相談をなしにした状態で、区域計画の記載にその基準要求を定めた上で、その点についてはある意味もう事前規制、審査なしで実証事業に臨めることとする。規定の詳細を確認すると、法令政令事項があるかもしれませんが、基本的には今見えている範囲ではないのではないかと思いますけれども。

○原座長代理 全くそのようなことはないと思っています。

今、おっしゃられたことは、運用でこれまで認めていただいていたことを事前の審査なくするという事なので、私の理解では、今航空法の許可承認について、この区域計画、あるいは事業認定の中で認められていけば、見なすということですか。そういう規定を置くという法律事項ではないかと思いましたが。

○村上審議官 そこはそういうことになろうかと思えます。

○原座長代理 言われた趣旨は、これまでの運用でされていたことを質的に大きく踏み越えるものではなくて、それをよりスピーディにするような手続を作るという趣旨ですか。

○村上審議官 今出てきている要望の中でいうと、個々にばらして時間をかければ認めている前例があるのではないかと思うものも多くありますので、逆に言えば、それを一体、一括で見なしで認めると措置していただければ、ドローンに関しては、現状はカバーできるのではないかと。

○多門課長 まず、全体論で、今はちょうどまだ固まっていない時期ということで、こういう形で話ができて、非常に我々は御相談をありがたいと思っています。

全体論から申し上げますと、本質は航空法の許可とか、そういうところも確かに手続としてはあるのですけれども、千葉市などの御主張とかを見ても、関係者による合意形成、その中には、例えば、施設管理者、港湾であるとか、洋上だったら漁協とか、そういったところとの合意形成に大変時間と手間を要される。加えて、我々のような許可とか承認が必要なものもあって、そこをよりスピーディに合意形成をするための手続とかルール作りと我々は理解しているのですが、おっしゃるようなところだと、合意形成に関する部分の本質論というのが少し薄いのか。我々が言うなという話なのですけれども、そういう感じはしています。

というのは、作った後に千葉市なりから、そこをすっ飛ばすと、多分思っていたのと違うということはいわれかねないと思っていまして、我々もその部分は重く受け止めて、例えば、関係者が一堂に会するような協議の場を作るのであれば、そこに積極的に航空関係者とか、うちで言うと、例えば、地方の航空局とかが参画して、色々なノウハウとか、今

申し上げたようなことも積極的に前向きに出していこうということは考えているのですが、ちょっとこの内容ですと、地域の関係者というのが説明とか意見聴取だけにとどまっていて、それで本当に今非常に手間をかけて調整をされている。例えば、道路管理者とか、港湾管理者とか、漁協とか、そういった方々との調整というのは一方的にただ一定の意見を聞いたなら、もう何か起こっても後は知らないという形になりかねないので、千葉市からすると相当大変なのかという感じがするのです。

というのは、前回の議論は割とそういうところが主眼だったと思うのです。

○原座長代理 議論は二つあると思っていて、許可承認の行政の手続の問題と、民間の調整の問題と両方あると思います。

○多門課長 民間の中には、公物という意味では、占用許可の場合、行政的なものも含まれているわけですね。

○原座長代理 民間の調整に関して、より円滑にする手立てをもし御検討されていれば、それは是非教えていただければと思いますし、行政手続法については別途やりたい。

○多門課長 色々なやり方があると思うのです。

ただ、今のやり方だと、ちょっとその部分はもう単純に説明とか意見聴取されるだけという感じですね。

○村上審議官 今はまだそこまでしか書き込めておりません。

○多門課長 多分そこが肝で、そこがダメだとこの話は全然進まないと思うのです。ただ、漁協がとことん空もドローンなどが飛んでいたら、このような日に漁などできないという話になれば止まってしまう話だと。それがまさに千葉市がおっしゃっていたようなことだと思うので。

○原座長代理 それをどうするのが解決のためによろしいと思いますか。

○多門課長 我々が一つ、前回のときにも申し上げたのは、例えば、一個一個行って個別に説明しているわけです。それであれば、自治体のほうであらかじめ日にちとかを決めて、関係者にオープンな場で一堂に会して色々な議論をしてもらって、そこでまとめていくとかすれば持続的にできるわけです。

もちろん、そういうのは何日かかかったりするかもしれないけれども、色々な柔軟なやり方がある、そこである程度まとまって、我々も当然安全面の配慮は言わせていただいて、我々が言っているのは、そこでまとまったものに関しては我々の審査を省略するとか、その分についてはもう実際に会って対面でやらなくても、メールか何かで出してもらえればすぐ手続ができるとか、何かそういうやり方は前回申し上げたつもりだったのです。

○原座長代理 それで一堂に会するところは、明日からでもやってよろしければよくて、いいと思っているのですが、今、私たちはどちらかというと、法整備をするということに向けての議論をしたいと思っていますので、通常国会に出した法案の中でどういう制度整備があり得るのか。その中で、もし民間の調整を円滑にするような仕組みがあり得るのであったら、それは是非教えてください。

○多門課長 それはあれですか。占用許可みたいなものも含める話ですか。

今日はたまたまなのですけれども、航空局しか来ていないので、いわゆる公物の管理行政のところは来ていないのです。法的な範囲の中で、議論がそこまで。

○原座長代理 そうしたら、今日は航空法の話だけでいいです。

○多門課長 我々としては航空法だけということになります。

○原座長代理 それで結構です。

○多門課長 もう一つは、先ほど専門性の話がございまして、やはり機体の審査とか、空域に関する、こういうところは有人機とかを含めて、航空路とかの関係とか、高度の関係というのは、非常に専門性が高いところ。横に宮川がいるのですけれども、いわゆる航空宇宙学科を出たような人間がやる部分なので、それが果たして、ここでいう特区自治体で、ほぼそういうノウハウを持っている人はいませんので、どういう形でやったほうがいいか、おっしゃったように区域計画のほうにむしろその部分が、専門性が高いものは寄せて、個別の事業者を含めてやってしまうのか。そこについては我々は協力姿勢ではありますけれども、あまりその部分を分散させないほうがいいのではないかと思っております。

それから、あとはいくつか。色々言っていていいですか。

○原座長代理 はい。

○多門課長 トラブルの処理というのは、我々は今非常に悩ましいところでして、これでやって先日お書きになったように、お子さんの顔に傷がつくという事案があって、金銭的なトラブルというのはどうしてもその場合起こってくるのですけれども、そういったものはどのような感じですか。自治体が全部責任を負うという感じですか。

○村上審議官 基本的には第三者委員会の管理のもと。

○多門課長 第三者委員会が相手方にその賠償交渉とかをすればいいのですか。

○村上審議官 いえ、そこの直接のフロントは、今事業者と自治体を想定してございます。

ただ、自治体だけでそこを判断できる能力がない部分について、さらに各区域の監視評価委員会で足らざる専門性の部分を後ろでバックアップする組織を。

○多門課長 前の特区にもあったのですが、刑事と民事と両方あって、例えば、それが業務上過失傷害とか致死に当たるような場合は刑事になるし、一方で民事の話があると。刑事のほうは抜かれるという意見もこの場でおっしゃっていたと思うのです。刑法の適用除外みたいな、人が死のうと怪我しようと、それはもう罪に問わないとか、そういう話になってくると、その部分は我々も非常に最近の大垣の事案とか、あとは、あまり報じられていないですけれども、東大の農学部が一昼夜山を焼いたという秩父の事案とかもあって、我々が非常に心配なのは、それが人に当たるとというのが一つと、もう一個は、このドローンの技術が基本的には携帯電話技術から端を発して、乗っている電池がかなり大容量のリチウムイオン電池です。

基本的には、航空機の中でも発火、発煙しているのでおわかりになったように、強い衝撃を与えると赤い火花を出して燃えるという性質を持っていて、非常にその部分も

気にはしている。ですから逆に言うと、そこの部分がある程度安心感を持ってやれるようなトラブルの処理でもそうですし、賠償手続でもそうですし、保険株式会社でもそういうところはしっかりできないのか。

○村上審議官 その辺はまだ先生方と相談できていないのですけれども、大きな方向性として、刑事をここでカバーするのは難しいかと。民事であるとか、技術的な基準、行政手続的にさばけるものについては、できるだけ区域計画でも一括処理ができないかと。

それから、別途民事の保障ということが中心になろうかと思いますが、自治体が加入できるような公的な保険というのは設定できないかということも、保険会社とはかなりの程度個々の民間事業者向けの保険でカバーされている実態はあるのですけれども、何かあるかという議論も、別途保険会社とは行っている状況でございます。

○多門課長 我々の経験からすると、事故原因というのは、はっきりしないとなかなか保険会社が動けないというのもあるので、そういうのも含めたある程度専門性のある部分があるのかと思っています。

○村上審議官 まさに保険会社とは、事故の特定の原因の程度とその保障の規定とのリンクを、逆に言えば、ある程度公的な制度としてこの程度の特定ができれば、こちら側に原因があったものと推認をして保険を発動する。それに対して、その保険の執行に当たり、一定の公的補助を入れるといったことも、場合によってはあり得るのではないかという議論をしています。

○多門課長 保険とか事後の賠償というのは、実は航空法というのは我々のカバーすべき旨がないのです。ただ、現状、我々は審査の際に、保険に入っていますかということはアンケート的には聞いていて、それはかなり現場的には実効性を持っていて、95%以上保険に入ってもらっている。我々からも保険会社をお願いをして、安価な保険証印を作ってもらっているという状況で、こういうのは極めてうまく回っていると私は思っているのですが、やはりこういう、ある程度リスクの大きいことをされるとしたら、やはりそういうところは、我々もできたらそういう方向が望ましいと思うし、御検討いただけるとありがたいと思います。

○原座長代理 わかりました。

そうしたら、今後引き続き、専門的に詳細に詰めていく部分と、当面来週までに確定すべき部分を整理させていただきたいのですが、今、事故時の責任の問題とか、ここはもう少し時間をかけて検討していかないといけないでしょうということだと思います。

○多門課長 専門性の問題は、やはりこれをしっかり、機体とかを審査できる体制が、先ほど審議官がおっしゃったように、どこでやるのかという意味では、我々としてはあまりそれが分散すると、そんなに人材もないので。

○原座長代理 私が先ほどコメントしたのは、どちらかという自治体に分散させずに、そこは監視評価委員会のところを中心にして、そこに専門的な治験のある人がサポートする、入っていくという仕組みにするのがいいのかと。

○多門課長 そのほうがむしろ、こちらのほうでしっかり見る形のほうがいいとは思いません。

○原座長代理 わかりました。

あとは何か、もう少し詳細を詰めたことがあれば。

○多門課長 もう単に結論から逆に言ってしまうかもしれませんが、おっしゃるように、みなし承認とかみなし許可ということは、おそらく以前お役人をされたのでおわかりだと思いますけれども、我々もその部分は、そこを法律的に行くかどうかというのは、今ここではなかなかすぐに結論が出しにくいところでありまして、申し上げたように、極めて柔軟に運用しているのです。今はもう相手方と一度も会わずに、ただ電話とかで相談に乗って、メールとか郵送で。

あなたのほうが詳しいですか。しゃべってください。

○宮川課長補佐 今でも、現状としては許可をするに当たって、大体2週間ぐらい処理をしているものでございますので、先ほど多門からも申し上げたとおり、地域の漁協関係者とか、調整の時間と比べれば大分柔軟にやらせていると考えておりまして、安全対策の難しいところについても、過去の例であったりとか、飛ばしたい飛行の状況に応じてアドバイスを差し上げているところですので、個別に各自治体に専門的なところを置くというよりも、我々としては一件一件やらせていただいているところでも、かなり実効性はあるのではないかとこのところでございます。

○多門課長 もう多分、法律を変えるかどうかという、法律事項を出してくださいという意味では、我々はこの場では結論を出せないと思っているのですけれども、基本的には我々が言いたいことは、極力手間をかけずにやっていますと。そこはもう柔軟に。

○原座長代理 そこはもう前から議論させていただいている、柔軟にやっていただくというのはずっと最初から伺っていますし、実際に柔軟にやっていただいている部分が多いのだと思いますが、そこを特区の制度、サンドボックスで特区の中での制度を作りますので、それをさらにもう一步踏み越えて、区域計画の中で、この紙で言うとサンドボックス実施計画に定められた計画の中の範囲のものについては、それこそみなし規定のような形で、より柔軟性を高める制度にできないかということだと思っていますので、そのところはちょっと早目に詰めさせていただかないといけないと思っています。

それで、このサンドボックスの特区については、自動飛行と自動走行についての制度を作るということで、前回の特区法改正の附則の中で規定されていますから、これは法律でやらないといけないのだと思うのです。

法律で制度を作るときに、今この紙に書かれているような手続を作りますというのはいいのですけれども、手続を作りましたが、特例措置がないということはありません。

○多門課長 個別法の事項まで決めなければダメですか。要するに、この区域計画の中で、こういう全体の箱の中でそういう特例的なものを設けるぐらいにしておいて、その中で決めるという。

- 原座長代理 いえ、それはもう法律にならないから。本会議に乗らないから。
- 多門課長 それではならないですか。
- 原座長代理 それはもう前の国会で、何であのような規定を入れたのですかということになってしまうと思います。あり得ないと思います。
- 多門課長 そこになると、我々も組織としての判断もちょっとあるので、今日この場では折り合わないと思うのです。
- 原座長代理 それは、今日は日にちが少なくて申し訳ないのですけれども、何日かできせていただきます。
- 多門課長 表向きのことを申し上げると、やはりその部分の中身をもう少し、今のままだとまだ詰まっていないところもあるので、そういったものも見ながら、今後引き続き、事務的にも議論させてほしいということでもよろしいですかね。
- 原座長代理 はい。短時間での御相談になってしまって、誠に申し訳ないのですが、是非よろしく願いいたします。
- 多門課長 難いかもかもしれませんが。
- 原座長代理 いや、柔軟だということ。
- 多門課長 運用は柔軟ですけれども、やはり法律は、そこをみなしとかにすると、レベルがかなり上がるので。
- 原座長代理 是非そこも柔軟にお願いできたらと思います。
- それでは、ありがとうございました。
- 多門課長 それで、もう一つ、農業の話があったと思うのですが、我々は実は農業に関しては、大体使用権限というか、一定の広さの農地とかを回って、実際に農業はほとんどが農薬散布ですので、低空飛行して、我々がやると非常に、下もそんなに人が住んでいるところではないので、リスクは極めて限定的と思っています。
- その観点から、実は農林水産航空協会という農水省の関係団体もあって、そこを通じて、いわゆる一括で許可を出しているのです。この期間はずっとやっていいよと。ですから、そういう意味では極めておっしゃったようなことも含めて、我々が普段やっている以上にそちらは柔軟にやっているというのもあります。
- ですから、それはちょっと実態としてそちらとも相談の上ということにはなるかと思えますのでよろしくお願いします。
- 農水省のスタンスもあるということだと思います。
- 原座長代理 以上でございます。ありがとうございました。色々申し上げてすみません。
- 村上審議官 制度の検討の前提になって、ここをクリアにしてください、あれをクリアにしてくださいということがあれば、何でも言うていただければ。
- 多門課長 いえ、ここはまた事務的に、やはり役人の組織なので色々聞くとと思いますので、その際はすみません。
- 村上審議官 いえ、是非お願いします。